記者資料提供(平成26年2月24日)

環境局環境創造部環境保全指導課 岸本、望月

TEL:078-322-6420 (内線:3629)

土壌汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定

<兵庫区明和通1丁目>

1. 概要

兵庫区明和通1丁目の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壌汚染状況調査により、 土地の一部で鉛及び砒素が土壌の指定基準を超過していたとして、土壌汚染対策法(以下「法」 という。)第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等のおそれはなく土壌の直接摂取のおそれはないこと、周辺で地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- (1) 指定する区域 兵庫区明和通1丁目1番2の一部、1番3の一部、1番4の一部 (別図のとおり)
- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成 26年2月24日
- (4)指定する特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
- (5) 指定の理由

土壌の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

- (1)申請者(土地所有者) 富士通テン株式会社
- (2) 申請者が行った自主的な土壌汚染状況調査結果の概要
 - ・調査対象物質

特定有害物質全25物質

・ 土地の地歴調査結果

当該土地は、日本国有鉄道の線路敷き及び製粉会社の工場等が設置されていたが、現在は、更地の状態であり、売買により申請者の所有地となった。

調査対象の土地において特定有害物質の使用等の履歴は確認されていない。

土壌の測定結果

鉛及びその化合物の含有量で最大700 mg/kg(指定基準値150 mg/kgの4.7倍) 砒素及びその化合物の溶出量で最大0.55 mg/L(指定基準値0.01 mg/Lの55倍、

第二溶出量基準0.3mg/Lの1.8倍)

その他の特定有害物質については全て指定基準適合

・土壌汚染の原因

原因は特定されていない。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された2,672.095平方メートル (31単位区画)。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地はフェンスで囲われており一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等のおそれはなく汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと 考えられる。
- (3)以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に 措置するよう指導する。

く資料>用語解説

土壤汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、 土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定 めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

|土壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請|

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。 土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は 15~30 mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は 1,000 mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

砒素

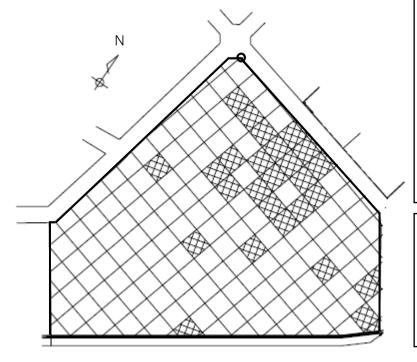
硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中

毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれている。

位置図



指定区域図



<起点>

起点は、兵庫区明和通1丁目1番4の最 北端地点とする。

<格子の回転角度>

15° 28′ 52″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

#